

## ▼注意点など

今回の申告により令和6年度住民税額が決定するには、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていなかった収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。

確定申告書の作成は、

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。

確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

上川郡下川町幸町63番地  
下川町税務住民課税務係

午前9時から午後4時まで

【「確定申告書等作成コーナー」の「案内】

ナームペーの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。

確定申告書等を郵送等

■お問い合わせ  
税務住民課 税務係  
☎ 4-12511  
内線113  
☆4-1251103

〒078-18507

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川合同庁舎

札幌国税局業務センター  
旭川分室

☎ 01654-2-2157

名寄税務署



■税のお知らせ  
名寄税務署からのお知らせ  
【確定申告をされる方へ】

名寄税務署では、次とおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間

がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

■開設期間  
2月16日（金）  
～3月15日（金）

〒098-1206

2月15日（木）以前  
は、確定申告会場を開設しております。

2月15日（木）以前  
は、確定申告会場を開設しております。

感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

確定申告書等を郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）により提出する場合は、こちらにお願いします。

申告書の作成には時間

がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

詳しく述べて、国税庁ホームページ「名寄税務署」をご確認ください。

申告書の作成には時間

かかりますので、なるべくお早めにお越しください。

駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

入場整理券の配布状況により、早めに整理券の配付を終了する場合があります。

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎  
札幌国税局業務センター  
旭川分室

〒078-18507

名寄税務署

☎ 01654-2-2157